

「福岡マラソン2026開催運営業務委託」提案競技実施要領

1 趣旨

福岡マラソン2026を円滑かつ効率的に実施するため、各種大規模事業の運営業務の経験や専門的な技術を有する事業者を公募し、提案内容が最も優秀な事業者を選定し、契約するもの。

2 発注者

福岡マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 業務名称

福岡マラソン2026開催運営業務（以下「開催運営業務」という。）

4 委託期間

（1）令和7年度 契約締結日から令和8年3月31日まで

（2）令和8年度 令和8年4月1日から令和9年1月31日まで（予定）

※令和8年度の契約については、令和8年度に別途契約する。ただし、令和8年度福岡市及び糸島市の予算成立を前提としているため、額の変動又は契約に至らない場合がある。

また、本契約の事業について、前年度の業務履行において良好な運営がなされていた等と認められる場合は、最長3年間（令和10年度実施の大会まで）を限度として契約を行うことがある。その場合の契約は、（1）（2）と同様に、年度ごと、かつ大会ごととし、契約額及び契約内容は都度協議のうえ決定するものとする。なお、事業の実施及びその予算については、実行委員会の議決及び各年度の福岡市及び糸島市の予算成立を条件とするため、契約に至らない場合もある。

5 提案額

305,000,000円（消費税・地方消費税額を含む）（※）を上限に開催運営業務の事業額を提案すること。

※4（1）と（2）の合計額。4（1）と（2）の業務配分、契約額は、事業者決定後に協議のうえ決定する。

6 委託内容

別紙「福岡マラソン2026開催運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」参照

7 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。複数の事業者で構成する共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合の参加資格については次のとおりとする。

- (1) から (7) まで：コンソーシアムのすべての構成員が参加資格を有すること
- (8)：コンソーシアムの少なくとも 1 社が参加資格を有すること
- (9)：代表者が参加資格を有すること

なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「福岡市措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、糸島市一般競争入札参加停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、所在地で滞納していないこと）。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 当該事業の計画及び実施に不可欠である警備関連業務遂行のため、提案者は、すでに警備業法による警備業の認可を受けている、又は当該業務委託契約締結時に同認可を受けていること。

(9) 令和2年4月1日以降に、交通規制を伴う大規模なイベントまたは路上競技において運営業務を実施した実績を有する者であること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、福岡市措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、糸島市一般競争入札参加停止等の処分を受けた場合、又は実行委員会に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかつたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8 スケジュール（公募開始から契約締結までの流れ）

(1) 公募開始	令和7年12月12日（金）
(2) 質問書の受付期間	令和7年12月12日（金）から 令和7年12月22日（月）15時まで
(3) 質問書への回答	令和7年12月24日（水）
(4) 参加申請書受付期間	令和7年12月12日（金）から 令和7年12月25日（木）15時まで
(5) 企画提案書受付期間	令和8年1月5日（月）から 令和8年1月15日（木）15時まで
(6) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年1月23日（金）（予定）
(7) 最優秀提案者の決定通知	令和8年1月下旬（予定）
(8) 契約の締結	令和8年1月下旬（予定）

※スケジュールは変更になる場合がある。

9 質問書の提出及び回答

(1) 提出期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月22日（月）15時まで

(2) 提出方法及び提出先

質問書（様式1）を「19 問合せ・提出先」宛にEメールで提出すること。また、質問書を提出した旨を電話連絡すること。

※件名欄に【福岡マラソン2026開催運営提案競技質問】と記入すること。

(3) 質問への回答

令和7年12月24日（水）までに福岡市ホームページに掲載する。また、質問の回答が実施要領等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施要領等の内容に変更があったものとする。

※掲載予定のホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

10 参加申請の手続

(1) 提出期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月25日（木）15時まで

(2) 提出方法

窓口提出：9時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く。なお、12月25日は15時まで。）

※来庁日時を事前に連絡すること。

(3) 提出先

「19 問合せ・提出先」

(4) 提出書類

以下の書類のうち、イ～オについては、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、イ～ケの提出を免除する。

ア 提案競技参加申請書（様式2）

イ 登記事項証明書（法人の場合）

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

エ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

カ 委任状（様式3）

注1) この提案競技の案件に係る実行委員会との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

キ 誓約書（様式4）

注1) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

ク 役員名簿（様式5）

注1) 様式5に、代表者及び役員（カの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

ケ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、財務諸表（様式6）をもとに作成のうえ提出すること。

コ 事業者概要（様式7）

パンフレット等による代用も可。

サ 警備業法による警備業の認可を受けていることが確認できるもの。

注1) 認可前の場合は、認可後速やかに提出すること。

シ 業務実績（様式8）

令和2年4月1日以降に、交通規制を伴う大規模なイベントまたは路上競技において運営業務を実施した実績について、記載した業務の規模、内容、金額等のわかる契約書の写しやプログラムなどの書類を添付すること。

ス コンソーシアム構成表（様式9）

コンソーシアムで提出する場合のみ。

セ 業務実施担当予定者（様式10）

（5）その他

「7 この提案競技に参加する者に必要な資格」の有無については、確認後、令和7年12月26日（金）までに参加申込者（代表事業者）へ郵送及び電話かEメールで通知する。

11 参加の辞退

提案競技参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、令和8年1月8日（木）17時までに、参加辞退届（様式11）を提出すること。

12 企画提案書の提出

（1）提出期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月15日（木）15時まで

（2）提出方法

窓口提出：9時～17時（12時～13時及び土日祝日を除く。なお、1月15日は15時まで。）

※来庁日時を事前に連絡すること

（3）提出先

「19 問合せ・提出先」

（4）提出書類

①企画提案書提出書（様式12）

②企画提案書

「福岡マラソン2026開催運営業務委託」企画提案書記載要領参照

（5）提出部数

①企画提案書提出書（様式12） 1部

②企画提案書 原本1部、副本8部（クリップ留めとし、製本はしないこと）

※窓口提出後、電子データも提出すること。

13 審査方法

実行委員会が設置する「福岡マラソン2026開催運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が、提案者の企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行い、評価点が最も高かった提案者を最優秀提案者として選定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、原則として1位と評価した審査委員が多い提案者を最優秀提案者とする。プレゼンテーションの詳細な時間等は、後日、対象提案者に通知する。

(1) 実施日

令和8年1月23日（金）（予定）※変更の可能性あり

(2) 場所

福岡市中央区天神近辺

(3) 説明者

各提案者3名以内（コンソーシアムの場合も3名以内）

(4) 方法

各提案者によるプレゼンテーション25分、質疑20分（予定）

(5) 説明資料

提出した企画提案書のみを使用することとし、追加資料の提出は認めない。

(6) 審査基準

審査の評価項目、評価の視点は、別紙「福岡マラソン2026開催運営業務委託審査評価表」による。

なお、提案者が1社の場合でも審査を実施するが、審査の結果、選定委員会の全委員の平均評価点（事務局審査項目除く）が60点未満（100点満点）の場合は選定しないものとする。

14 選定結果

(1) 選定結果の通知

選定結果については、提案者（代表者）全員に文書で通知する。

(2) 選定結果の公表

福岡市のホームページで公表する。

※掲載予定のホームページアドレス

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

最優秀提案者については、名称及び評価点を公表する。それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

16 失格事由

次のいずれかひとつに該当する場合は失格とする。

(1) 受託料見積金額が「5 提案額」の条件を満たしていない場合

(2) 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- (5) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (6) あらかじめ連絡したプレゼンテーションの時刻に出席しなかった場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

17 契約手続き

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様書等の協議を行い、事業委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

18 その他

- (1) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 1事業者（1コンソーシアム）1提案とし、複数の提案は認めない。
- (3) 企画提案の応募に係る費用については、全て参加者の負担とする。
- (4) 実行委員会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。
- (5) 提出された資料は返却しない。なお、提出された書類は、事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 本実施要領に記載されているもの以外、実行委員会が必要と認める事項について、契約の締結前に実行委員会と受注予定者で十分に協議を行うこと。
- (7) 契約締結に際し、企画提案の内容の一部について、双方協議の上、修正できるものとする。
- (8) 令和8年度の委託契約において、実行委員会予算の議決が行われなかった場合は、実行委員会と受注予定者の協議により契約内容を見直すものとする。その場合に生じた契約金額の減少について、受注予定者は実行委員会に対して違約金又は損害賠償等の請求を行わないものとする。
- (9) 受注者は業務遂行にあたっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、実行委員会の指示に従うこと。
- (10) 受注者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (11) 納入した成果品に係る著作権ほか一切の権利は実行委員会が保有し、実行委員会が該当データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (12) 業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、実行委員会の承諾を得るとともに、福岡市内又は糸島市内に事務所を有する事業者を積極的に活用すること。また、個人情報を取り扱う業務については、プライバシーマーク取得事業者とすること。

(13) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

19 問合せ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所7階

福岡マラソン実行委員会事務局（市民局スポーツ推進部スポーツ事業課内）

担当：藤原、堤

電話：092-711-4676

FAX：092-733-5595

Eメール：f-marathon@city.fukuoka.lg.jp